

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

1 助成対象事業	2 助成対象者	3 助成対象経費	4 延べ宿泊者数	5 上限額	6 備考
コンベンション （第3条ただし書のコンベンション開催助成金交付要綱による助成金の交付を受ける事業を含む。）	大会、会議、集会、研究会及び企業コンベンション（企業が主催する研修、インセンティブ、スポーツ大会等の社内諸行事を行うもの）	コンベンションの主催者で次に掲げるいずれの条件も満たすもの （1） 次のいずれにも該当しないものであること。 ア 国又は県若しくは市町村 イ 県又は市町村が中心的な構成員として加入している団体 ウ 県又は市町村が5割以上出資する団体 （2） 当該事業実施にあたり、次のいずれからも他の補助金（公益財団法人ととりコンベンションビューロー感染予防支援助成金を除く。）を受けないこと。 ア 国又は県若しくは市町村 イ 県又は市町村が中心的な構成員として加入している団体 ウ 県又は市町村が5割以上出資する団体	25人～49人	75,000円	助成対象事業が第1欄のコンベンションまたは合宿である場合を除いて、財団法人ととりコンベンションビューローが交付するコンベンション開催助成金の交付を受ける事業は、対象としない。
	スポーツ大会		50人以上	100,000円	
	50人～99人		50,000円		
	100人～199人		75,000円		
修学旅行	学校教育法に定める学校、専修学校により市内において実施されるもの	修学旅行を斡旋した旅行者	引率者宿泊費	一律 50,000円	1人当たり 5,000円
50人以上					

合宿	<p>学校教育法に定める学校等の学生、スポーツ・文化等の協会に所属する団体、又は企業で組織するクラブ等が市内において実施する合宿であって、次のいずれかに該当するものをいう（第3条ただし書にいうコンベンション開催助成金交付要綱による助成金の交付を受ける事業を含む。）。</p> <p>（1）申請者の団体が単独で実施するもの</p> <p>（2）複数の団体による交流試合を伴うもの（合宿に参加するいずれの団体とも異なる者が主催するものを除く。）</p>	合宿の主催者	合宿を実施するために必要と市長が認める経費（他の補助金等の交付対象経費及び団体の運営に係る経常的な経費、団体の構成員に対する個人給付的な経費（旅費を除く。）、食糧費、備品購入費等、交付対象として適当でないものを除く。）	25人～99人	1人当たり 1,500円	
				100人以上	一律 100,000円	
バス運行支援	市外開催コンベンションの場合に市内の宿泊施設に宿泊するもの	コンベンションの参加者	バス借上料	25人以上	中型バス以下 30,000円 大型バス以上 50,000円	